

# 広瀬香美合唱団入団規約

2017.6.28

## 1、目的

当団は、日本中の皆様に歌声で微笑みと健康を届ける団体です。  
歌は健康になる。歌うことで毎日が楽しくなる。社会に貢献する。  
広瀬香美合唱団がそれを提供致します。

## 2、団員

広瀬香美音楽学校の生徒様に限らず、当団の目的に賛同し、入団の手続きをされた方、  
熱心に練習に励み、協調性をもって合唱される方によって構成されます。  
高校生未満の方は、保護者の同意が必要となります。

## 3、活動

広瀬香美コンサート、発表会、音楽祭、地域イベント、福祉施設の催し等に出演をして、  
随時、練習会を行い、定期的に発表の場を設けます。

## 4、練習

- ①練習は、広瀬香美音楽学校が承認した講師が担当します。
- ②基本的に毎月第2・第4日曜日に、広瀬香美音楽学校第二教室で開催します。  
(日程と場所は変更になる場合があります。)  
出演のレベルに至るために練習会は、随時、追加いたします。
- ③練習へのご参加とキャンセル、イベントへの申し込みは  
その都度、e-mailにてお申し込みください。  
定員に達し次第、締め切らせていただきます。
- ④練習会申し込みは練習会前日の18時まで、  
練習会をキャンセルされる場合は、練習の3日前の18時までにe-mailにてご連絡  
ください。練習会の3日を過ぎてからのキャンセルや、  
無断でキャンセルされた場合は、代金を全額、次回の練習日に徴収させていただきます。

例)

練習会への申し込みは、  
練習会前日の18時まで(日曜日の練習会であれば土曜日18時まで)  
練習会のキャンセルは  
練習会3日前の18時まで(日曜日の練習会であれば木曜日18時まで)

e-mail アドレス : [kohmichorus@do-dream.co.jp](mailto:kohmichorus@do-dream.co.jp)

⑤イベント毎に、募集人員数と締め切り日を設定し、参加者の選定を行います。  
状況によりオーディションを開催する場合があります。また、最低練習参加回数を指定しますので、それを満たさない場合は出演できなくなります。

(合唱団のレベル向上と団結力の保持、お客様への誠意のため。)

例)12月9日 広瀬香美 Silent Night コンサート 2015 本番 募集締切 10月末日  
最低練習参加回数 3回 (毎月1回はご参加ください。)

⑥練習会にご参加いただいても、イベントへの出演レベルに達しない場合や、  
団に悪影響を及ぼすと判断した場合は、出演をお断りすることがあります。

## 5、練習における規則

- ①スタジオ、待合室及び事務局内は終日禁煙です。
- ②練習参加費未納の方は(キャンセル代が発生している場合を含む)、受講できません。
- ③酒気帯び状態、その他練習に支障があると判断された場合は、合唱団、及び、  
講師の判断のもと退室していただきます。

## 6、料金

①1回の練習につき 3,000円(税込)を頂きます。代金は練習日当日に現金にて徴収させていただきます。

初回の練習会で入団申込書を記入し、入団金 2,000円(税込)をお支払いください。

合同練習会の場合は金額が変わる可能性があります。

②練習日まで3日をきってのキャンセルは、代金を全額次回の練習日に徴収させていただきます。

③練習会場及び公演会場までの交通費は自己負担となります。

④イベント等の参加には別途料金がかかる場合があります。

## 7、変更

①ご登録いただいた住所・e-mail アドレス・電話番号等に変更があった場合には、変更届をご提出ください。

②天災や交通機関の乱れにより、時間や会場が変更もしくは中止になる場合があります。

③上記の事情で練習に遅れたり、参加できなくなる場合は、6の④項にある e-mail アドレスまでご連絡ください。緊急の場合のみ、下記の電話番号に連絡をしてください。

- ④イベントの変更中止に関しては、主催者の意向に従うものとします。  
変更中止に伴い、それまでに発生した練習会費は返金いたしません。  
交通費も各自の負担となります。

## 8、個人情報

以下の目的で使用致します。

- ①アンケート調査・情報分析
- ②新サービスに関するニュース・案内・情報等の送付
- ③法令に伴い、裁判所、その他の司法機関及び行政機関から情報開示を要求された場合
- ④各 SNS における画像や動画の使用

## 9. その他

- ①団や講師の指示や決定事項は順守していただきます。変更等の対応はいたしません。  
(パート割り、立ち位置、スケジュール、タイムテーブル、出演の可否、等)
- ②合唱団内での勧誘行為は禁止。
- ③団員内での個人的案件には合唱団事務局、及び、講師は関与しない。
- ④SNS や blog など、外部に拡散が可能な媒体に団の内部情報（告知前のイベント情報や出演者のみ知り得える情報）、団や団員への誹謗中傷は行わない。

## 10、除籍

- ①合唱団の活動に支障をきたす行為
- ②代金の未納
- ③登録の情報に虚偽がある場合
- ④反社会組織との交流が認められた場合
- ⑤1～9 条に反する行為をした場合

11、管轄裁判所 合唱団の活動に関する法律上の紛争についての管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

12、以上の規約は合唱団の意向により、随時変更できるものとします。